

# 令和6年度「埼玉県議会だより」点字版制作及び配布業務委託仕様書

## 1 規格

B5判 冊子点字版

## 2 発行回数

年4回（2月、6月、9月、12月定例会分）

「埼玉県議会だより（8ページ物）」の点字版・・・1回

「埼玉県議会だより（4ページ物）」の点字版・・・3回

## 3 ページ数（見込み）

「埼玉県議会だより（8ページ物）」の点字版・・・89ページ

「埼玉県議会だより（4ページ物）」の点字版・・・52ページ

※令和5年度の状況

173号（8ページ物）・・・78ページ

174号（8ページ物）・・・84ページ

175号（4ページ物）・・・47ページ

176号（4ページ物）・・・43ページ

## 4 発行部数（予定）

毎回 348部 ※発行の都度県が指示する

※令和5年度の状況

173号・・・352部

174号・・・348部

175号・・・347部

176号・・・345部

平均 348部

## 5 発行日（発送完了日）

県が指定する日

※令和5年度の状況

173号・・・令和5年 5月 15日

174号・・・令和5年 8月 21日

175号・・・令和5年11月 14日

176号・・・令和6年 1月 31日

## 6 点字版の制作及び配布

(1) 原稿は、「埼玉県議会だより」発行日の9日前（土曜日、日曜日及び祝日を含む）に送付する。令和6年度の1回目の「埼玉県議会だより」の発行は令和6年4月27日（土）を予定している。

(2) 作成については、元原稿を基本とし、必要に応じて校正等を行い、点字版を作成する。

- (3) 校正を行う際には、確認するためひらがな等に変換したもの（墨字）を提出すること。
- (4) 点字版は、2か所を留め具で固定し、見開きがしやすいよう制作する。
- (5) 作成した点字版は、名簿に基づいて県が指定する日までに発送するものとする。
- (6) 送付先名簿は、県議会事務局政策調査課が作成する。

## 7 完了報告書

受託者は、発行後速やかに当該発行業務の結果の概要を記した書面を添えて、県議会事務局政策調査課に完了報告をするものとする。